

滋賀県水道広域化推進プランの策定について

1 趣旨

本県では、将来にわたり安定的な水道水の供給を維持するため水道事業の基盤強化を目指す「滋賀県水道ビジョン」（計画期間：平成31年度～令和12年度）を平成30年度に策定し、県内水道事業者とともにその取組を進めている。また、改正水道法（平成30年公布）により、法の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改められ、都道府県の責務として水道事業者間の広域連携の推進に努めることが規定された。

そこで、県内水道事業に係る広域化推進の方向性を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュールについて定める「滋賀県水道広域化推進プラン」を策定する予定である。

2 計画の位置づけ

- 「滋賀県水道ビジョン」では「広域化」を取組項目の一つに定め、計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて県内水道事業者間で合意することを目標としている。本プランは、この取組項目の目標を達成するため、目指すべき方向性や具体的施策を定める計画として位置付けるもの。
- 総務省ならびに厚生労働省による地方自治法第245条の4第1項（技術的な助言）に基づく通知「水道広域化推進プランの策定について」（平成31年3月29日付け）を踏まえて作成するもの。

3 計画の期間

10年間【令和5年度～令和14年度】

4 策定経過

令和2年度	「水道事業の将来見通しに関する研究会」（県内全水道事業体の担当者等により構成）ならびに「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」（県内全水道事業体の部課長等により構成）において、広域化シミュレーションの調査研究・実施
令和3年 6月	「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催
9月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催 庁内各所属への意見照会を実施（基本方針案）
10月	「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催
11月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催
12月	厚生・産業常任委員会に報告（基本方針案） 庁内各所属への意見照会を実施（骨子案）
令和4年 1月	市長会および町村会において説明（骨子案）

5 今後のスケジュール

令和4年 3月	厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）
5月	「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催
6月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催
9月	厚生・産業常任委員会に報告（素案）
10月	県民政策コメントの実施
11月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」（県民政策コメント修正案について意見聴取）
12月	厚生・産業常任委員会に報告（最終案の報告） 計画策定

※ 市町長（町村会、市長会）および関係機関への説明については、随時実施予定



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

1 はじめに

1.1 策定の背景

改正水道法（平成30年公布）により、法の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改められるとともに、都道府県の責務として水道事業者等間の広域連携の推進に努めることが規定された。

総務省および厚生労働省からの要請も踏まえ、県内水道事業に係る広域化推進の方向性と、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュールについて定める「滋賀県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）」を策定する。

1.2 本県水道3つの基本目標

県内水道事業の基本構想である県水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）において「安全」「強靱」「持続」の3つを基本目標として掲げている。

1.3 プラン策定の趣旨

ビジョンで定める取組項目の1つに広域化に関する項目を掲げ、「計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて水道事業者および水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）間で合意すること」を目標としている。プランにおいてその内容について定める。

1.4 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間

1.5 水道広域化の経緯

- 平成28年度に「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会（以下「協議会」という。）」、平成29年度には「水道事業の将来見通しに関する研究会（以下「研究会」という。）」を設置し、水道事業の広域的な連携強化について意見交換を進めてきた。
- 令和元年はEBPMモデル研究事業により基礎情報の収集を実施し、それらの情報より令和2年度は現状分析、将来見通しおよび広域化シミュレーションに係る調査・研究を実施した。

1.6 本県水道の概況

項目	概況（令和元年度 統計値）
水道事業者等数	20水道事業者等（企業庁含む） ※うち2水道事業者が一部事務組合（長浜水道企業団、愛知郡広域行政組合）
水道事業数	上水道事業※1 22事業、簡易水道事業※2 8事業、水道用水供給事業※3 1事業 （水道事業数については、令和3年3月末時点の数値を記載）
水道普及率	99.7%（全国 98.1%）
水道の種別毎の年間給水量	上水道事業 173,945千m ³ （93.4%）、簡易水道事業 5,224千m ³ （2.8%）、 専用水道 7,030千m ³ （3.8%）
水道の水源毎の年間取水量	湖水 132,261千m ³ （68.2%）、深井戸 30,207千m ³ （15.6%）、 浅井戸 18,981千m ³ （9.8%）、その他（表流水等） 12,613千m ³ （6.4%）

※1 上水道事業とは、計画給水人口が5,000人を超える水道事業
 ※2 簡易水道事業とは、計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道事業
 ※3 水道用水供給事業とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業

2 本県水道の現状と将来見通し

2.1 現状と将来見通し

① 水需要

有収水量（料金徴収対象水量）は、令和50年度においては平成30年度から約30%減少する見込み。また、料金改定が無い場合、給水収益としては86億円（約30%）減収する見込み。

② 更新需要

令和元年度から令和50年度までの年平均更新需要は222億円程度となり、平成30年度と比較し約2倍に増加する見込み。

③ 経営見通

給水原価は令和50年度において平成30年度と比較し県全体で約80%増加する見込み。また、料金改定が無い場合、令和29年度までに県内すべての20水道事業者において会計上の純損失が発生する見込み。

④ 職員の状況

水道技術職員数は平成10年度と比較し平成30年度時点において約30%減少し、職種毎の年齢別職員数においては水道技術職員の高齢化が進んでいる状況。

2.2 水道事業の課題整理と広域化の効果

「2.1 現状と将来見通し」を踏まえて本県で見込まれる課題と、個々の水道事業者等の枠を超えて多様なスケールメリットを得る広域化手法による各課題の改善効果を下記に示す。

水道事業の課題と広域化の効果	
①	【課題】 料金収入の減少および更新需要の増大による財政収支の悪化 【効果】 経営の合理化による経営基盤強化（財政収支改善） （ア）ハード面（施設配置の最適化による投資削減） （イ）ソフト面（システムの共同利用等によるスケールメリット）
②	【課題】 水道技術継承および人材の不足 【効果】 人材の強化による組織力の向上（人材育成/技術継承/技術力強化）
③	【課題】 危機対応力の低下 【効果】 応急復旧資機材の共有および統制された指揮系統の構築による危機対応力（事故災害対応力）の強化（例、広域的支援体制構築、応急復旧資機材の共有等）
④	【その他効果】 広域化による一般的な効果としてサービス改善による利用者の利便性の向上や水道施設統廃合による電力使用量の削減等

2.3 現状における広域連携の取組

滋賀県水道技術支援チームによる支援、資機材保有状況共有サイトや水道事故等情報共有サイトの活用、講演会・研修等の開催、経理事務担当者会議の開催、上水道工事材料等単価特別調査の共同発注※、会計システム共同化※ ※希望する県内水道事業者等が参加

3 広域化シミュレーションと効果

(1) 水道施設の施設統廃合に関するシミュレーション結果

県内水道施設の施設統廃合に関する案を協議会および研究会で抽出し、費用削減効果を試算した。

- 県内水道施設の統廃合による建設費用削減効果は約143億円/50年間の見込み。
- 上記統廃合に伴う維持管理経費削減効果は約52億円/50年間の見込み。



図 施設統廃合のイメージ（浄水場統合の例）

(2) 経営統合シミュレーションの結果

一定条件のもと、19の組み合わせの経営統合パターンによりシミュレーションを行い、令和50年度の供給単価を試算し、単独経営時と比較することで各経営統合パターンの効果を求めた。

- 令和50年度の供給単価は単独経営・経営統合ともに現在よりも上昇。
- 経営統合のうち、事業統合※4（料金統一あり）の場合、料金統一することで一部水道事業者等においては単独経営時と比較し供給単価が上昇した。
- 一方、経営の一体化※5（料金統一なし）の場合、全事業者において単独経営時と比較して供給単価の上昇を抑えられた。また、全県1水道の供給単価が最も安価となった。

※4 複数の水道事業が認可上で事業を1つに統合する方法で、統一した水道料金にて同一会計で経営される
 ※5 同一の経営主体が複数の水道事業を運営する方法であり、事業ごとに個別料金が設定される（市町ごとのセグメント会計を想定）

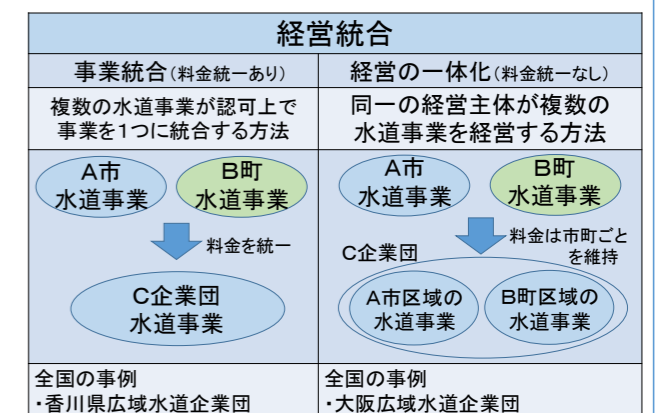


図 経営統合の類型



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

4 今後の広域化に向けた推進方針

4.1 県内水道が目指すべき姿

誰一人取り残さない持続可能な水道事業を維持していくために、**将来的な全県1水道を目指し**、県内水道事業の広域化を発展的かつ段階的に進める。
 全県1水道の在り方については、全ての水道事業者等が供給単価低減のメリットを享受できる、**料金統一を行わない「経営の一体化」手法**が望ましいと考える。

プラン期間の広域化推進方針

- 水道事業の基盤強化のため、広域化の協議、検討を継続して行います。
- 「ゆるやかな広域連携」※6をさらに推進し、県内水道事業者等の人材・技術・資産・情報の連携を強化し、水道事業組織の運営を強化します。
- 将来の経営統合等に向けてモデル事業等※7における取組を推進します。
- 実効性のある広域化施策を実施するために、滋賀県水道基盤強化計画の策定を目指します。

※6 事務の広域的処理や災害協定など幅広い観点から広域連携を進めていくものであり、現在、本県では業務委託共同発注や資機材情報共有等を実施している。
 ※7 将来の経営統合等に向けてプラン期間中に先行して取組内容をまとめるモデル事業や水道事業者が自主的に先行して取組を進める事業等

4.2 プラン期間での取組内容

「4.1 本プラン期間の広域化推進方針」にもとづき下記（1）～（3）の取組を行う。

（1）ゆるやかな広域連携の推進

取組の柱	内 容	主な取組内容
① 経営基盤強化	1 システムの共同化 個々の水道事業者等で使用している会計や工事積算等のシステムを複数水道事業者等により共同化することにより、個別開発していたシステム設計費用や運用経費等のコスト削減を図る。	・会計システムの共同化 ・積算システムの共同化
	2 共同購入 水道事業者等にて個別発注を行っている水道メーター、薬品、資機材等について、複数水道事業者等によって共同購入を行うことによりスケールメリットを活用した調達コストの低減および事務の効率化を図る。	・水道メーター、薬品および資機材等の共同購入
	3 施設共同利用 浄水場や配水池などを各水道事業者等にて個々に整備・運用しているが、複数の水道事業者等により共同利用することにより効率的な施設投資や運用が見込まれる施設の調査研究を実施する。	・効果が見込まれる施設の選定や施設調査の実施
② 人材育成／技術継承／技術力強化	1 水道技術職員の魅力発信と人材確保 水道事業者等として必要な職員を確保するために、広域的に水道技術職員の魅力発信や採用活動に取り組む。また、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場となるよう魅力発信を行う。	・水道技術職員の魅力発信ツールの作成 ・水道広報資料の共有 ・合同就職説明
	2 人材育成の共同化 積極的な人材育成や技術継承に取り組んでいくため、新たなテーマも含めて共同職員研修の拡大等に取り組む。	・新規研修テーマの選定および実施 ・マニュアルの共同化
	3 給水装置工事事業者の審査の共同化 工事事業者の認定のための審査を共同化することにより、各水道事業者等で行われている事務の効率化を図る。	・指定給水装置工事事業者の審査の共同化
③ 事故災害対応力強化	1 事故時復旧資機材の共同化 自然災害や水道事故などの万が一の事態に備えて復旧活動に必要な工事資材、応急給水活動のための給水車および給水ボックスといった資機材を共同保有することにより災害対応力の強化を図る。	・事故時復旧資機材の共同保有
	2 災害時の応援協定 広域的な支援体制を構築するため、水道事業者等間における応援協定の締結を推進するとともに、協定運用マニュアルの作成や訓練を実施する。	・協定内容の検討および協定の締結 ・運用マニュアルの作成、訓練実施
	3 水道事故等における水道事業者等による連携の強化 県水道協会の運用する水道事故等情報共有サイトを活用し、事故時等における水道事業者等間の情報共有を図っているが、更なる利用の定着化やサイトのユーザビリティ向上を図り、水道事業者等間連携を強化することで事故対応の迅速化を図る。	・事故情報共有サイトを活用した訓練、 ・サイトの改修等

（2）将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進

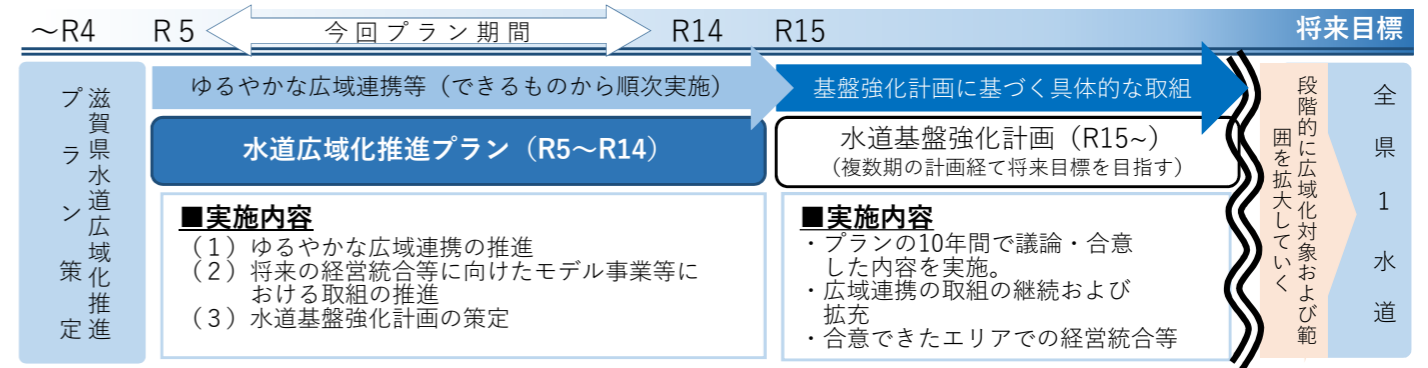
ゆるやかな広域連携を進めつつ、将来の経営統合等に向けたモデル事業等を実施し、水道基盤強化計画※8に記載する内容をまとめていく。モデル事業等に対しては、県が国庫補助事業の活用も含めて積極的な支援を行う。

※8 水道事業者等の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携等を行うにあたり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める法定計画（水道法第5条の3）

（3）水道基盤強化計画の策定

広域化のための具体的な取組計画を記載する水道基盤強化計画を、プラン期間における議論を踏まえ、水道事業者等との同意のうえ策定する。

広域化の推進スキーム



4.3 取組計画

（1）プラン期間中の取組計画

プラン期間の中間年度にはプランの中間レビューを実施。また最適な計画で取組を進められるよう随時、スケジュール見直し等を行う。

計画期間	令和5年	令和10年度（中間）	令和14年
① ゆるやかな広域連携の推進	取組項目の実施検討	効果が見込めるものについて順次導入実施	
② 将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進	検討・選定	モデル地域等における調査・研究	調査、研究に基づく取組内容の具体化
③ 水道基盤強化計画の策定			上記の検討内容をもとに水道基盤強化計画の策定作業を実施

（2）広域化を目指す上での論点

大項目	小項目
組織体制	組織形態とガバナンス（意思決定等）
	上下水道を一体で運営する水道事業者等における組織の在り方
水道事業者等間調整	各水道事業者等の負担割合
	水道料金の統一の可否と料金設定の妥当性
水源	水源を切り替えた場合の影響
	施設統廃合等に伴う災害時や濁水時等の水源リスクマネジメント
その他	水道事業者等ごとの経営状況や保有資産の状況

4.4 推進体制

推進体制

- 既存の協議会、研究会に加えて地域毎の検討体制を構築
- 国への要望等を行うとともに、専門家への意見聴取の場や首長による協議の場などの設置を検討

県の役割

- 庁内関係部局、関係団体との連携
- 各推進体制の事務局を担い、広域化の議論をリードしながら各水道事業者等を支援

水道事業者等の役割

- 協議会等への参画、広域化に関する議論や取組の実施
- モデル事業者等は、県とともに経営統合等に向けた取組を推進

滋賀県水道広域化推進プラン

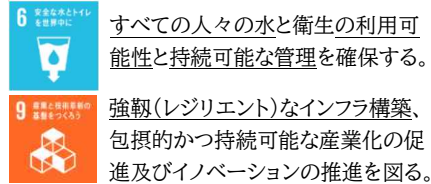
骨子（案）

滋賀県

滋賀県水道広域化推進プラン 骨子(案) 目次

1 はじめに	2
1.1 策定の背景.....	2
1.2 本県水道の3つの基本目標.....	2
1.3 策定の趣旨.....	2
1.4 計画期間.....	3
1.5 水道広域化の経緯.....	3
1.6 本県水道の概況.....	3
2 本県水道の現状と将来見通し	6
2.1 現状と将来見通し.....	6
2.2 水道事業の課題整理と広域化の効果.....	7
(1) 水道事業の課題整理.....	7
① 料金収入の減少および更新需要の増大による財政収支の悪化.....	7
(ア) 水需要の減少による料金収入の減少【収入面】.....	7
(イ) 更新需要の増大による建設改良費および減価償却費等の増加【支出面】.....	7
② 水道技術の継承および人材の不足.....	7
③ 危機対応力の低下.....	7
(2) 広域化の効果.....	7
① 経営の合理化による経営基盤強化(財政収支改善).....	8
(ア) ハード面.....	8
(イ) ソフト面.....	8
② 人材の強化による組織力の向上(人材育成/技術継承/技術力強化).....	8
③ 危機対応力(事故災害対応力)強化.....	8
④ そのほかに期待される効果.....	8
2.3 現状における広域連携の取組.....	9
3 広域化シミュレーションと効果	9
(1) 水道施設の施設統廃合に関するシミュレーション結果.....	9
(2) 経営統合シミュレーションの結果.....	10
4 今後の広域化に向けた推進方針	11
4.1 県内水道が目指すべき姿.....	11
4.2 プラン期間での取組内容.....	12
(1) ゆるやかな広域連携の推進.....	12
①経営基盤強化.....	12
①-1 システムの共同化.....	12
①-2 共同購入.....	12
①-3 施設共同利用.....	13
②人材育成/技術継承/技術力強化.....	13
②-1 水道技術職員の魅力発信と人材確保.....	13
②-2 人材育成の共同化.....	13
②-3 給水装置工事事業者の審査の共同化.....	14
③事故災害対応力強化.....	14
③-1 事故時復旧資機材の共同化.....	14
③-2 災害時の応援協定.....	14
③-3 水道事故等における水道事業者等による連携の強化.....	15
(2) 将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進.....	15
(3) 水道基盤強化計画の策定.....	15
4.3 取組計画.....	16
(1) プラン期間中の取組計画.....	16
(2) 広域化を目指す上での論点.....	16
4.4 推進体制.....	17

滋賀県水道広域化推進プラン 骨子(案)



1 はじめに

1.1 策定の背景

本県の人口増加率は低下傾向にあり、今後は給水人口の減少や節水機器の普及により、水道事業の主要な収入源である水道料金収入の減少が予測されるとともに、高度経済成長期に整備された水道施設¹は更新期を迎えており、水道事業を取り巻く環境は急速に厳しさを増しています。こうした中、県民の命と健康を守り、安全・安心な生活を維持する上で、欠くことのできないライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。

また、改正水道法(平成30年公布)により、法の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改められるとともに、都道府県の責務として水道事業者および水道用水供給事業者²(以下「水道事業者等」という。)間の広域連携の推進に努めることが規定され、広域化に関する法定計画である水道基盤強化計画³の策定が可能となりました。さらに、平成31年1月には、総務省および厚生労働省の通知により、県内水道事業の基盤強化を図るため広域化推進の方向性とこれに基づく当面の具体的な取組内容やスケジュールについて定める「水道広域化推進プラン」を策定することが要請されました。

これらを踏まえ、本県では将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため「滋賀県水道広域化推進プラン」を策定することとします。

1.2 本県水道の3つの基本目標

滋賀県においては県内水道事業の基本構想として平成30年度に滋賀県水道ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定しています。水質基準に適合した水が必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることができる理想の水道の維持のために「安全」「強靱」「持続」の3つをビジョンの基本目標として掲げています。

3つの基本目標	《安全》… 安全で安心できる水道水の供給 《強靱》… 災害に対して強靱な水道の構築 《持続》… 健全な経営による水道サービスの持続
----------------	---

1.3 策定の趣旨

ビジョンでは3つの基本目標の達成のための取組項目を定め、その1つに広域化に関する項目を掲げ「計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて水道事業者等間で合意すること」としています。本水道広域化推進プラン(以下「プラン」という。)において当該取組項目の具体的な内容について定めるものとします。

¹ 水道事業者が管理する取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設および配水施設をいい、水道管路も含まれる
² 家庭などへ水を供給している市町等が経営する水道事業に水道水を供給する事業者のことであり、県内では滋賀県企業庁が県内8市2町への水道用水供給を行っている
³ 水道事業者等の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うにあたり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める法定計画(水道法第5条の3)

1.4 計画期間

プランの期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。なお、プランの期間中であっても社会・環境情勢の変化、制度改正などによって見直しが必要になる場合は、各水道事業者等の御意見を伺いながら見直しを行います。

1.5 水道広域化の経緯

本県における水道事業の経営基盤強化および経営効率化の推進を図るための一方策として、水道事業の広域的な連携強化について検討するため、平成28年度に県内の全水道事業者等および県の部課長級職員と学識経験者からなる「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会（以下「協議会」という。）」、平成29年度には全水道事業者等および県の実務担当級職員からなる「水道事業の将来見通しに関する研究会（以下「研究会」という。）」を設置し、水道事業の広域連携の推進について意見交換を進めてきました。

令和元年度には滋賀県統計課が滋賀大学データサイエンス学部とともに実施するEBPMモデル研究事業による基礎情報の収集、令和2年度にはプラン策定に向けて協議会および研究会で議論を重ねながら、現状分析、将来見通しおよび広域化シミュレーションに係る調査・研究を実施しました。

1.6 本県水道の概況

本県では、令和元年度末時点で水道普及率は99.7%となっており、ほぼ県内全域に水道は普及している状況となっています。また、本県水道の特徴としては、豊富かつ安定した水源である琵琶湖からの取水が約7割を占めています。

表1 県内水道事業の概況(令和元年度末時点)

県内給水人口	上水道事業 ⁴ 1,376,111人、簡易水道事業 ⁵ 32,400人	図4
水道事業者等数	20水道事業者等（水道用水供給事業者含む）	図5
水道事業数	上水道事業 22事業、簡易水道事業 8事業、水道用水供給事業 1事業 （水道事業数については、令和2年度末時点）	表2
管路延長	・上水道事業および水道用水供給事業における管路の総延長は9,446kmで、管種別では硬質塩化ビニル管が46.4%を占めており、次いでダクタイル鋳鉄管が44.6%となっている。 ・簡易水道事業における管路の総延長は518kmで、管種別ではうち硬質塩化ビニル管が83.3%を占めており、次いでダクタイル鋳鉄管が10.8%となっている。	—
給水量	上水道事業 173,945千m ³ 、簡易水道事業 5,224千m ³ 、 水道用水供給事業 49,567千m ³	図1
水源毎の取水量	湖水 68.2%、浅／深井戸 25.4%、表流水 5.5%、 その他 0.9% （上水道、簡易水道、専用水道の合計）	図2
管路の老朽化率	上水道事業および水道用水供給事業 11.9%（全国 19.1%）	—
基幹管路の耐震適合率	上水道事業および水道用水供給事業 31.7%（全国 40.9%）	—

⁴ 上水道事業とは、計画給水人口が5,000人を超える水道事業

⁵ 簡易水道事業とは、計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道事業

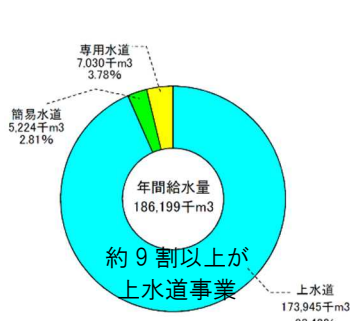


図1 水道の種類ごとの給水量

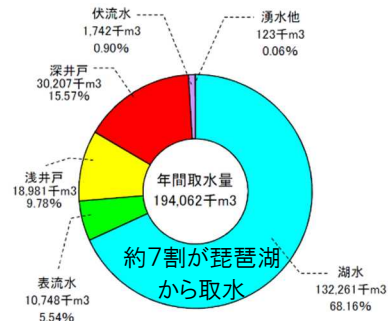


図2 水道の水源ごとの取水量

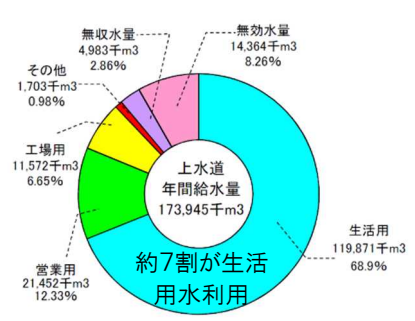


図3 上水道の使用用途

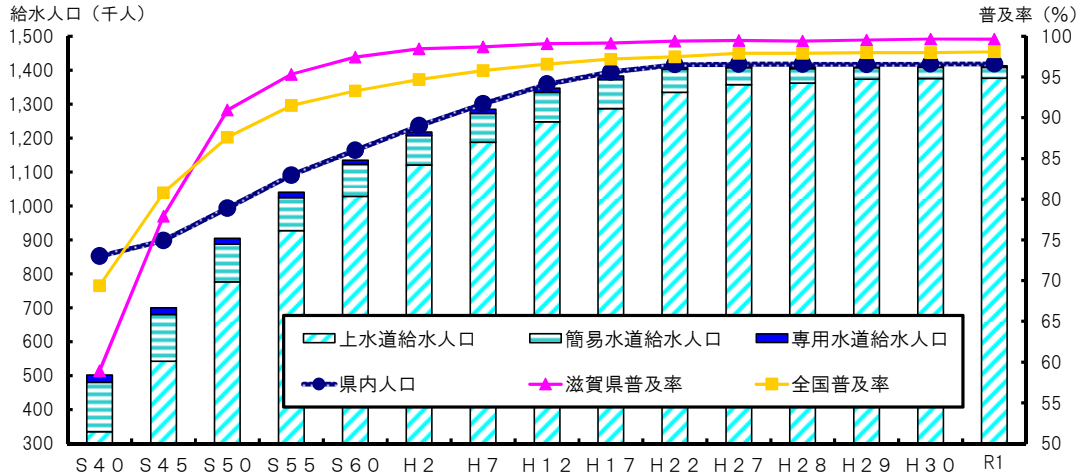


図4 本県水道の給水人口および普及率の推移

表2 県内の水道事業数 (令和2年度末時点)

水道事業者	用水供給事業数 (大臣認可)	上水道事業数 (大臣認可)	上水道事業数 (知事認可)	簡易水道事業数 (知事認可)
1	滋賀県企業庁	1		
2	大津市		1	
3	彦根市		1	
4	近江八幡市		1	
5	草津市		1	
6	守山市		1	
7	栗東市		1	
8	甲賀市		1	
9	野洲市		1	
10	湖南市		1	
11	高島市			1
12	東近江市		1	
13	米原市		1	2
14	日野町		1	1
15	竜王町		1	
16	豊郷町		1	
17	甲良町		1	
18	多賀町		1	
19	長浜水道企業団		1	3
20	愛知広域行政組合		1	
事業数	1	11	11	8
31		22		



図5 県内の水道事業者等 位置図

※大臣認可、知事認可・・・給水人口が5万人を超える水道事業、もしくは1日最大給水量が25,000 m³を超える用水供給事業については、厚生労働大臣が認可を行い、上記に満たない事業においては県知事が認可を行う。

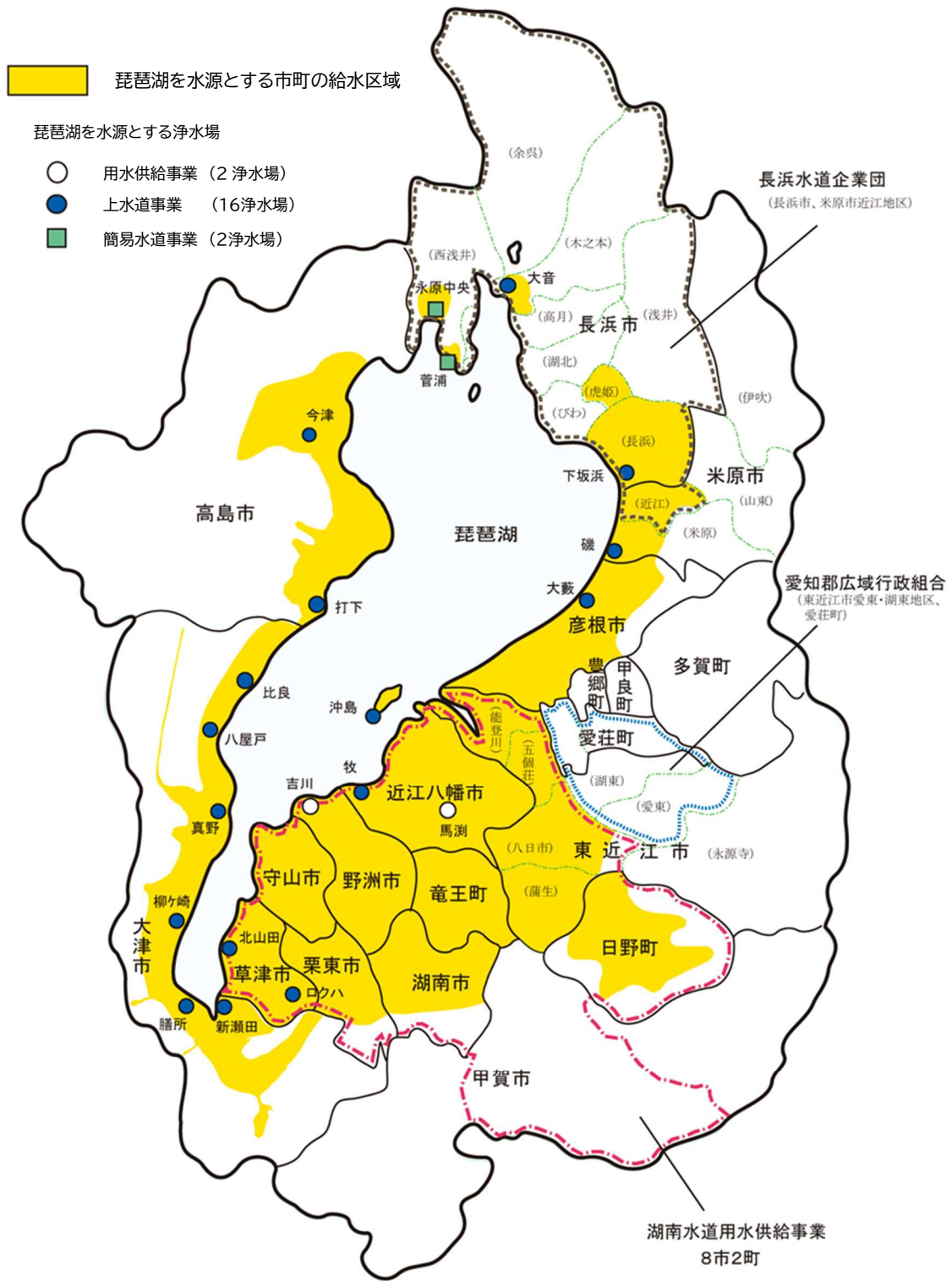


図6 水道における琵琶湖水の利用状況図（令和2年度末時点）

2 本県水道の現状と将来見通し

2.1 現状と将来見通し

水需要 平成30年度実績の県内の有収水量（料金徴収対象水量）は43万 m^3 /日でありましたが、ほぼ県内全域に水道が普及し今後の需要拡大が見込めない中、人口減少に伴う水需要の減少により、令和50年度の本県全体の有収水量は30万 m^3 /日と平成30年度から約30%程度減少し、料金改定の無い場合、給水収益としては86億円（約30%）の減収と見込まれます。

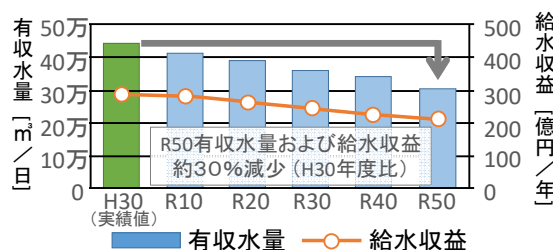


図7 県全体の有収水量および給水収益の推移

更新需要 水道水を各家庭や事業所に届けるための水道管や浄水場などの水道施設は安全安心なライフラインを維持するため適正な時期（一例：水道管の法定耐用年数は40年）に更新を行う必要があります。令和元年度末時点での県内の水道管の老朽化率は11.9%ですが、今後多くの地域において、水道施設の老朽化が進むため更新需要が増加します。

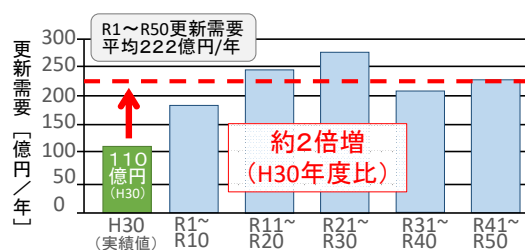


図8 県全体の更新需要の推移

平成30年度の県内の更新費用の実績は110億円でしたが、令和元年度から令和50年度までの年平均更新需要は222億円程度となり、平成30年度と比較し2倍程度に増加することが見込まれます。なお、令和50年度までの更新需要の総額は1兆1,385億円、更新需要のピークは令和21年度から30年度の平均で273億円/年になることが見込まれます。

経営見通

水道事業収入のメインである水道料金収入は有収水量の減少に伴い減収することが見込まれますが、支出である建設投資が増加していくため、県平均給水原価は平成30年度実績125円/ m^3 から令和50年度では228円/ m^3 まで上昇し、50年間で80%増加することが見込まれます。

また、現状の水道料金を改定しない場合、令和29年度までに県内すべての20水道事業者等において会計上の純損失の発生が見込まれます。

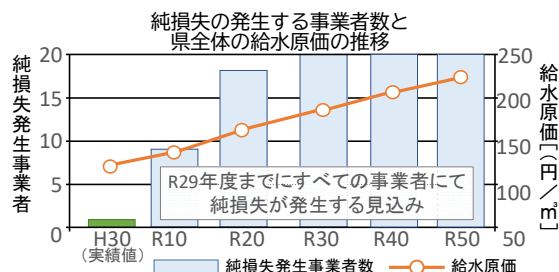


図9 純損失の発生する水道事業者等数と県全体の給水原価の推移（料金改定を行わない条件での試算結果）

職員の状況 安全で安心な水道水の供給や、災害に強い強靱な水道事業を実現するためには、継続して一定の技術力や経験をもつ職員を確保することが必要です。

本県における水道職員数は平成10年度から比較し平成30年度時点において約30%減少、また職種毎の年齢別職員数においては水道技術職員の高齢化が進んでいる現状がみられます。今後、増大する水道施設の更新工事に対応するためには、専門人材を育成していく必要がありますが、各水道事業者等においては人材の確保が困難な状況が続いています。

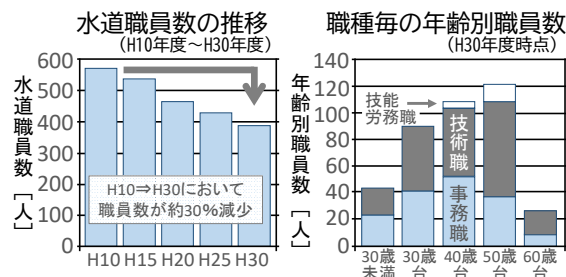


図10 水道職員数の推移、職種毎の年齢別職員数

2.2 水道事業の課題整理と広域化の効果

(1) 水道事業の課題整理

「2.1現状と将来見通し」から、本県においては今後下記に示す課題が見込まれます。

① 料金収入の減少および更新需要の増大による財政収支の悪化

(ア) 水需要の減少による料金収入の減少【収入面】

水道事業は、地方公営企業法に基づき水道料金収入によりほぼ全ての経費をまかなう独立採算制によって事業経営を行っています。そのため、水需要の減少による水道料金収入の減収は、水道事業を持続的に運営していく上での大きな課題となります。

(イ) 更新需要の増大による建設改良費および減価償却費等の増加【支出面】

高度経済成長期以降に集中的に整備された水道施設は更新期を迎えており、更新需要の増大による支出の増加は、前述の水需要の減少とともに財政を圧迫することが予測されます。これに対して、設備のダウンサイジングや施設の統廃合など効率的かつ効果的な施設更新計画が求められます。

② 水道技術の継承および人材の不足

水道事業は土木建築、電気機械設備、水質など様々な技術を要し、熟練の水道技術職員が必要とされます。水道技術職員が減少する中、組織が一定水準の技術を維持するためには、水道技術職員の継続的な採用および育成による技術継承が求められます。

また、過去20年間で水道職員が大きく減少している一方で、今後増大する水道施設の更新工事に対応していく必要があり、専門人材の減少は健全な施設運営の持続性確保に対する大きな課題となっています。

③ 危機対応力の低下

県民の生活を守る重要なライフラインである水道は、大規模災害や水道事故等が生じた場合においては早急な応急給水や応急復旧が求められます。特に東日本大震災クラスの未曾有の大規模災害の対応においては、県土全域における広域的な災害対応が必要であると考えられ、滋賀県の水道事業全体として更なる危機対応力の強化が求められます。しかし、今後さらに水道職員数が減少する場合、対応に必要な人員の確保が難しくなることから、水道事業者等における危機対応力の低下が懸念されます。

(2) 広域化の効果

これらの課題に対応するためには、各水道事業者等での経営・技術基盤強化への努力は必要ですが、更なる基盤強化の推進のためには個々の水道事業者等の枠を超えて多様なスケールメリットを得る広域化手法(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など)により、次に示すような効果が期待できます。

① 経営の合理化による経営基盤強化(財政収支改善)

(ア) ハード面

建設改良投資を効率的な施設配置の観点から水道事業者等の枠を超えて見直すことにより、施設更新等に必要な建設改良費の削減や維持管理費用の削減が期待されます。

(イ) ソフト面

同じ事務処理を行っている業務等については、複数の水道事業者等でシステムを共同利用することで開発費等を抑制し支出を削減することや、スケールメリットによる経費削減が期待されます。（例、システムの共同利用、資機材の共同購入等）

② 人材の強化による組織力の向上(人材育成／技術継承／技術力強化)

職員研修の共同化や事務の共同化といった事務の広域的処理を導入することにより継続的に効率的な業務が可能となります。

また、経営統合の場合は複数水道事業者等の職員が同一組織へ集約されることによって技術力を共有することができ、技術力の強化や継続的な技術継承が可能となるとともに、専門の水道技術職員を配置することで更に強固な技術力の確保が可能となります。

（例、技術力の共有、水道技術職員の配置、事務の広域的処理等）

③ 危機対応力(事故災害対応力)強化

各水道事業者等で保有している応急復旧資機材等についても共有可能となるため、必要なリソース(資機材、給水機材等)を迅速に投入することができ、災害対応力の強化を図ることができます。さらに、既存の給水区域間において緊急時連絡管等の整備を進めることで、漏水事故等に対して強靱な水道施設の構築が可能となります。

また、経営統合を行った場合、災害発生時においては1水道事業者等として統制された指揮系統のもと広域的な支援体制が速やかに構築可能となり、地震などの大規模災害や水質汚染事故等への対応力強化も期待できます。

（例、広域的支援体制構築、応急復旧資機材の共有、緊急時連絡管の活用、水質事故等対応）

④ そのほかに期待される効果

上記①～③のほかに、広域化により一般的には以下のような効果も期待できます。

・開栓等の事務手続きや料金支払方法等の各種サービスについて、利便性の高い方法や取組の情報共有を行い、取組が広がることで利用者の利便性をさらに向上させることができます。

・水道施設、特に浄水場や加圧ポンプ場では設備運転のため大量の電力を消費していますが、施設統廃合等を行うことで電力使用量を削減できる可能性があるため、温室効果ガスの排出量を削減し、環境に配慮した事業活動が期待できます。

2.3 現状における広域連携の取組

本県において現在取り組んでいる広域連携は下表のとおりです。

表3 広域連携の取組状況

項 目	内 容
滋賀県水道技術支援チーム	専門的知識や技能を有する県内水道事業者等の職員により組織されており、大規模な水質事故等の発生時において、早期給水再開に向けた技術支援を行う。県生活衛生課が事務局を務める。
資機材保有状況共有サイト	水道事業者等が保有する資機材をWebサイト上で共有することで、水道事故発生時に不足する資機材の相互扶助を可能とし事故復旧の早期化を図っている。滋賀県水道協会 ⁶ にて運営。
水道事故等情報共有サイト	水道事故等情報をWebサイト上で共有することで、事故時の事務負担の軽減や事故報告時間の短縮を図っている。Webベースでの報告が可能ことから現場からの通報、共有が可能となっている。滋賀県水道協会にて運営。
講演会、研修等の開催	滋賀県水道協会、日本水道協会滋賀県支部 ⁷ により水道事業者等の水道職員を対象とした研修を実施し、知識や技能の向上を図っている。
(共同発注)上水道工事材料等単価特別調査	上水道工事の積算に必要な工事材料単価の特別調査の共同発注を行うことでスケールメリットによる調査費用の低減や工事材料の標準化を図っている。滋賀県水道協会にて実施。
経理事務担当者会議(南部地区、北部地区)	複式簿記等の専門的な知識を必要とする公営企業会計を担当する経理事務職員への研修や情報共有を行うことで、職員の知識の向上やスキルアップを図っている。
会計システム共同化	公営企業会計の経理事務は、専門的ではあるが同じ基準で実施されており、使用する会計システムの機能に大きな違いが無いことから、クラウド環境を利用し、複数水道事業者等での共同利用を進めている。共同化により、コスト縮減や業務の効率化が期待されるほか、職員間の相互協力・連携により人的基盤を強化し、将来の事業統合の素地となることが期待できる。

3 広域化シミュレーションと効果

令和元年度から研究会および協議会で実現可能性を検討した施設統廃合案および経営統合案について、シミュレーションを実施しました。

(1) 水道施設の施設統廃合に関するシミュレーション結果

研究会および協議会で検討を重ね、一定の条件のもとでシミュレーションを実施したところ、県内13パターンの施設統廃合を行った場合、約143億円／50年間の建設費用削減効果が

⁶ 県内全水道事業者等が加入しており、昭和30年の設立以来、水道の普及、会員の水道維持管理技術や設計施工技術の向上に向け研修会の開催や独自の要望活動を実施

⁷ 公益社団法人日本水道協会滋賀県支部は、全国の水道事業者等で構成される公益社団法人日本水道協会に属しており、他府県応援を要する地震等大規模な災害発生時には、日本水道協会関西地方支部内の相互応援協定に基づき実施される応急給水応援等の本県における連絡調整担当を担う

見込まれるほか、統廃合対象施設に係る委託料等の維持管理経費についても、約52億円／50年間の削減効果が見込まれる結果となりました。なお、これらの案については、今後のプランの期間の中で、実施の可否を含めて個別に詳細な検討および調整を進めていきます。

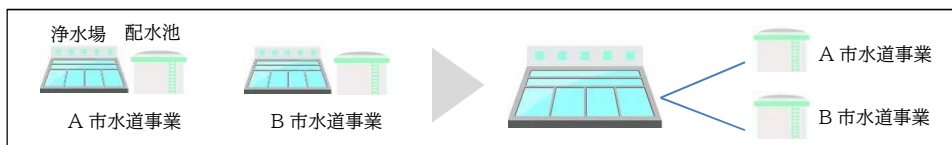


図11 水道施設の統廃合イメージ

（2）経営統合シミュレーションの結果

施設統廃合に関するシミュレーションの結果や、各種統計資料、過去の実績値に基づく将来推計、各水道事業者等の固定資産台帳やアセットマネジメント等を活用し、一定の条件のもと試算を行いました。

その結果、令和50年度の供給単価は単独経営・経営統合ともに現在よりも上昇する結果となりました。

また、経営統合には料金統一をする事業統合と、料金統一をしない経営の一体化がありますが、事業統合⁸の場合は一部水道事業者等においては単独経営時よりも水道料金が上昇しました。

一方で、経営の一体化⁹により料金を統一しなければ、全水道事業者等において単独経営時と比べて供給単価の上昇を抑えられる結果となりました。また、シミュレーションをした19経営統合案のなかで、全県で統合するパターンが最も供給単価の上昇を抑えられる結果となりました。

表4 経営統合シミュレーションの前提条件 概要

試算パターン数	19パターン
試算期間	令和元年～令和50年
試算項目(出力)	供給単価、給水原価、経常収支比率(経常損益)、資金残高
統合効果を与える項目(入力)	建設改良費(減価償却、元利償還金)、動力費、薬品費、人件費、委託料、受水費
水道料金設定	純損失もしくは資金残高がマイナスとなる前年度に価格改定を行う 1回の改定で概ね10年間は改定が必要が無い値を選定
起債充当率	企業債残高対給水収益比率がR50/R1比300%以内

表5 経営統合の類型

経営統合	
事業統合(料金統一あり)	経営の一体化(料金統一なし)
全国の事例 ・岩手中部水道企業団 ・香川県広域水道企業団	全国の事例 ・大阪広域水道企業団 ・田川広域水道企業団(福岡県) ・かずさ水道広域連合企業団(千葉県)

単独経営と経営統合(全県で経営の一体化)の供給単価の比較

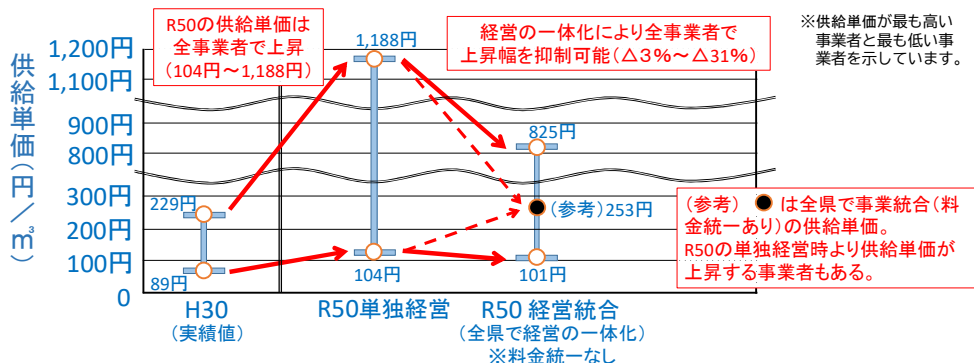


図12 単独経営と経営統合の供給単価比較

⁸ 複数の水道事業が認可上で事業を1つに統合する方法で、統一した水道料金にて同一会計で経営される

⁹ 同一の経営主体が複数の水道事業を経営する方法であり、事業ごとに個別料金が設定される(市町ごとのセグメント会計を想定)

4 今後の広域化に向けた推進方針

4.1 県内水道が目指すべき姿

「3 広域化シミュレーションと効果」にて実施した各種シミュレーションの結果を踏まえ、ビジョンに掲げる本県水道の基本目標(安全・強靱・持続)のため、市町の枠を超えて経営資源を最適化するとともに、スケールメリットを最大限発揮することで、全県で県民が同質なサービスを持続的に享受できる水道の実現が可能なることから、誰一人取り残さない持続可能な水道事業を今後も維持していくために将来的な全県1水道を目指し県内水道事業の広域化を発展的かつ段階的に進めます。

全県1水道の在り方については、プラン期間内において議論を行うこととなりますが、全県1水道の事業形態としては、全ての水道事業者等が供給単価低減のメリットを享受できる料金統一を行わない「経営の一体化」手法が望ましいと考えており、それにより施設や業務の効率化が図られ、プロパーの水道技術職員を配置することで技術継承が可能となります。

なお、事業統合(料金統一あり)については、統一により料金が上がる団体があるため、将来における検討課題とします。

プラン期間の広域化推進方針

- ・水道事業の基盤強化のため、広域化の協議、検討を継続して行います。
- ・「ゆるやかな広域連携」¹⁰をさらに推進し、水道事業者等の人材・技術・資産・情報の連携を強化し、水道事業組織の運営を強化します。
- ・将来の経営統合等に向けてモデル事業等¹¹における取組を推進します。
- ・実効性のある広域化施策を実施するために、滋賀県水道基盤強化計画の策定を目指します。

4.2 プラン期間での取組内容

前述したプラン期間の広域化推進方針にもとづき、本県では「(1)ゆるやかな広域連携の推進」と「(2)将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進」という2つの柱を軸に、下記のとおり広域化に向けた検討や取組を進めます。また、令和15年度以降に実施する取組内容については、プラン期間の議論を踏まえて、プランから引き継ぐ形で新たに策定する水道基盤強化計画に盛り込みます。(「(3)水道基盤強化計画の策定」)



図13 広域化の推進スキーム

¹⁰ 事務の広域的処理や災害協定など幅広い観点から広域連携を進めていくものであり、現在、本県では資機材保有状況共有システムや水道事故等情報共有システム等を実施している

¹¹ 将来の経営統合等に向けてプラン期間中に先行して取組内容をまとめるモデル事業や水道事業者が自主的に先行して取組を進める事業等

（1）ゆるやかな広域連携の推進

県内全水道事業者等を対象として、「ゆるやかな広域連携」により水道事業者等のヒト・技術・資産・情報の連携を強化し、水道事業組織の運営を強化します。

表6 事務の広域的処理に関する取組

システムの共同利用	会計および設計積算システムの共同化
共同購入、共同発注	薬品、水道メーター、資機材類の共同購入
施設維持管理の共同化	水質検査
事務の共同化	給水装置工事事業者等の審査
その他の共同化	事故時復旧用資材の共同保有 職員研修の共同開催、職員の相互派遣 災害時の応援協定

※水道事業者等に実施したアンケートから関心が高い取組を抽出

①経営基盤強化

①-1 システムの共同化

個々の水道事業者等で使用しているシステムを複数水道事業者等により共同化することにより、個別開発していたシステム設計費用や運用経費等のコスト削減を図ります。また、水道事業者等で個別に設定していた仕様の共通化や業務・事務の標準化が図れることから将来的な経営統合の礎となることを期待するものです。システムの共同化においては、国が進める「水道情報活用システム¹²」の活用についても検討するなど、DX(デジタルトランスフォーメーション)の観点からも検討を行います。

【主な取組内容】

1. 会計システムの共同化（会計処理を行うためのシステムの共同化）
 2. 積算システムの共同化（水道工事費を積算するためのシステムの共同化）
- ・また、プランの期間内にそのほかのシステム共同化についても議論し、必要性の高いものから共同化を推進します。

【目指すべき姿】

- ・希望する水道事業者等へのシステム導入完了、運用の定着

①-2 共同購入

水道事業者等にて個別発注を行っている水道メーター、薬品、資機材等について、複数水道事業者等によって共同購入を行うことによりスケールメリットを活用した調達コストの低減および事務の効率化を図ります。

【主な取組内容】

- ・共同購入を行う物品および仕様の検討など
（水道メーター、薬品および資機材等において導入メリットが見込まれるものを対象として実施）

【目指すべき姿】

- ・共同購入の実施、運用方法の定着

¹² 国が用意した水道事業者用標準プラットフォームを活用したクラウドサービス

①-3 施設共同利用

水道事業者等にて個々に整備・運用している浄水場や配水池などの水道施設を複数の水道事業者等により共同利用することで効率的な施設投資や運用を図ります。また、施設整備においては、環境負荷の低い製品やシステムの採用を検討します。

【主な取組内容】

- ・施設共同利用により効果が見込まれる施設の選定、施設調査の実施など

【目指すべき姿】

- ・共同利用の実施に向けた調査の完了および実施施設の決定

②人材育成／技術継承／技術力強化

②-1 水道技術職員の魅力発信と人材確保

今後、施設等の更新需要が高まる中、水道事業者等にとって技術者の採用は大きな課題ですが、土木、機械、電気といった専門の技術者の採用については民間企業へ人材が流れており、採用募集を行っても厳しい状況が続いています。県内全水道事業者等として必要な職員を確保するために、広域的に水道技術職員の魅力発信や採用活動に取り組みます。また、現在、水道技術職員の男女比率は男性比率が非常に高くなっていますが、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場となるよう魅力発信を行います。

【主な取組内容】

- ・水道技術職員の魅力発信ツールの作成
- ・水道広報資材の共有
- ・合同就職説明会 など

【目指すべき姿】

- 水道技術職員の採用促進

②-2 人材育成の共同化

現在も一部テーマについては、滋賀県水道協会や公益社団法人 日本水道協会滋賀県支部において水道事業者等を対象に職員研修を実施していますが、今後、積極的な人材育成や技術継承に取り組んでいく必要があり、新たなテーマも含めて共同職員研修の拡大等に取り組みます。

【主な取組内容】

- ・新規研修テーマの選定および実施
- ・目的の明確化による効率的な研修の実施
- ・マニュアルの共同化 など

【目指すべき姿】

- 人材育成の共同化による人材育成の強化

②-3 給水装置工事事業者の審査の共同化

指定給水装置工事事業者とは市町等の水道事業者等から給水装置工事を適正に行え
ると認められた工事事業者のことです。事務の広域的処理の観点から、工事事業者の認
定のための審査を共同化することにより、各水道事業者等で行われている事務の効率化
が図れるものです。また、共同化にあたり、工事事業者の利便性の向上や更なる業務の効
率化のためシステム化等の手法についても検討を行います。

【主な取組内容】

- ・指定給水装置工事事業者の審査における運用方法の検討

【目指すべき姿】

- ・指定給水装置工事事業者の審査の共同化

③事故災害対応力強化

③-1 事故時復旧資機材の共同化

自然災害や水道事故などの万が一の事態に備えて復旧活動に必要な工事資材、応急
給水活動のための給水車、および給水ボックスといった資機材を一定数保有することが必
要となります。現在は水道事業者等が各々で資機材を保有しており、Web共有システムに
より保有資機材情報の共有を図ることにより資機材の不足時における相互扶助体制を構
築しているところですが、複数の水道事業者等間で共同保有することで、単独保有時より
もコストを抑えながら災害対応力を強化します。

【主な取組内容】

- ・共同保有する資機材の選定、運用方法の決定

【目指すべき姿】

- ・事故時復旧資機材の共同保有

③-2 災害時の応援協定

水道事業者等においては、災害時において物的、人的な支援体制を早期に構築するた
め水道事業者等間で応援協定を締結する場合があります。本県においても、個別の事業
者間での応援協定の締結は行われているところですが、より広域的な支援体制を構築す
るため、水道事業者等間における応援協定の締結を推進します。応援協定は相互応援協
定の他、相互連絡管に関する協定等も想定されます。

また、協定の実効性を高めるため、協定運用マニュアルの作成や訓練を実施します。

【主な取組内容】

- ・協定内容の検討および協定の締結、運用マニュアルの作成、訓練実施

【目指すべき姿】

- ・広域的な災害時の応援協定の運用定着

③-3 水道事故等における水道事業者等による連携の強化

琵琶湖や河川への油流出など水質に関わる事故については広範囲に影響を及ぼす可能性があり、複数の水道事業者等間での広域的な連携が必要となります。現在、滋賀県水道協会の運用する水道事故等情報共有サイトを活用し、水道事業者等による連携を行っていますが、今後も更なる水道事故等情報共有サイトの定着化やサイトのユーザビリティ向上を図り、水道事業者等間連携を強化することで迅速な事故対応を可能とします。

また、濁水時等の緊急事態においても水道事業者等による連携が可能なよう水道事故等情報共有サイトの改修や情報共有訓練についても取り組みます。

【主な取組内容】

- ・滋賀県水道協会 事故情報共有サイトを活用した訓練、サイトの改修

【目指すべき姿】

- ・水道事故等情報共有サイトを活用した迅速な水道事故等対応体制の構築

(2) 将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進

ゆるやかな広域連携を進めつつ、将来の経営統合等に向けてプラン期間中に選定するモデル事業や先行的に取り組む事業を軸として、基盤強化計画に記載する取組内容をまとめていきます。なお、モデル事業については、地域選定の条件（財政状況、更新計画、地理的条件、施設統廃合・共同利用の可能性、緊急性、地域の意向等）を整理し水道事業者等による議論を行った上で選定します。

モデル事業等に対しては、県が国庫補助事業の活用も含めて積極的な支援を行いながら、水道事業者等と県が連携・分担しながら取組を進めます。

(3) 水道基盤強化計画の策定

広域化のための具体的な取組計画を記載する水道基盤強化計画を、プラン期間における議論を踏まえ、水道事業者等との同意のうえ策定します。

4.3 取組計画

(1) プラン期間中の取組計画

プラン期間中における取組計画は下記のとおりです。

なお、プラン期間の中間年度(令和10年度)にはプランの中間レビューを行い、各取組内容の進捗状況や目標の達成状況を評価します。また、進捗状況に応じて逐次見直しを実施します。



計画期間	令和5年	令和10年度(中間年度)	令和14年
(1) ゆるやかな広域連携の推進	取組項目の実施検討		効果が見込めるものについて順次導入実施
※ 取組項目や実施時期は滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会等にて調整を行う。			
(2) 将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進	検討・選定	モデル地域等における調査・研究	調査、研究に基づく取組内容の具体化
(3) 水道基盤強化計画の策定			上記の検討内容をもとに水道基盤強化計画の策定作業を実施

図14 プラン期間中の取組計画

(2) 広域化を目指す上での論点

経営統合や広域連携等の広域化を目指す上で、次のような論点があり、専門家も交え議論・検討を進めていく必要があります。

表7 広域化を目指す上で検討すべき論点例

大項目	小項目
組織体制	組織形態とガバナンス(意思決定方法など)
	上下水道を一体で運営する水道事業者等における組織の在り方
水道事業者等間調整	各水道事業者等の負担割合
	水道料金の統一の可否と料金設定の妥当性
水源	水源を切り替えた場合の影響
	施設統廃合等に伴う災害時や渇水時等の水源リスクマネジメント
その他	水道事業者等ごとの経営状況や保有資産の状況

4.4 推進体制

全県での課題や取組については既存の協議会および研究会の枠組を活用しつつ、地域毎の課題など詳細な内容についても検討できる新たな体制を構築するとともに、専門家への意見聴取の場や首長による協議の場なども進捗状況に応じて設置していくことも検討することとします。

県は上記体制の事務局を担い、滋賀県全体の広域化の議論をリードしながら、水道事業者等の取組への支援も行っていくこととします。また、庁内関係部局や関係団体とも情報共有を行うとともに連携をとり、広域化を推進していきます。

水道事業者等は、協議会および研究会へ参画するとともに、広域化に関する議論・取組を行います。また、議論の結果、経営統合のモデル事業者となった場合や先行して広域化に取り組む場合は、経営統合等に向けた取組を県とともに進めます。

広域化の推進には国との連携が必要不可欠であり、先進都道府県の情報提供や広域化に係る事務マニュアルの提供、また財政的支援について要望を行っていきます。